

# 日本遺産「中世に出逢えるまち」看板商品開発支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

### (1) 業務の名称

日本遺産「中世に出逢えるまち」看板商品開発支援業務

### (2) 目的

日本遺産「中世に出逢えるまち」のストーリーを核に河内長野市の豊かな観光資源を活用し、新たな体験コンテンツの造成と食・お土産品を開発することで、消費の拡大を図る。また、国内向けの販路を拡大することで、日本遺産「中世に出逢えるまち」のPRに繋げる。併せて、産官学金等（河内長野市日本遺産推進協議会オプザバー・河内長野市が連携する産官学金等）と連携し、市民意識を醸成することで観光によるまちづくりを推進することを目的とする。

### (3) 事業内容

別紙1 日本遺産「中世に出逢えるまち」看板商品開発支援業務仕様書（案）による。

### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年2月17日（金）までとする。ただし、モニターツアーについては、令和4年11月30日（水）までに実施すること。

### (5) 募集方法

本業務の実施においては、専門的知識や豊富な業務経験を活かした魅力のある提案が必要であることから、複数の事業者から提案された内容等について比較検討を行う公募型プロポーザル方式を実施する。

## 2. 提案限度額

本業務の提案限度額は、8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3. 業務に関する基本的事項

### (1) 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は、河内長野市の入札等に係る令和4年度有資格者名簿への登録の有無に関係なく、参加することができる。

- ① 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - 一 契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ② 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年河内長野市要綱第47号）第3条に規定する入札等排除措置要件に該当する者でないこと。
- ③ 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- ④ 令和4年4月1日現在において、引き続き2年以上その営業を行っていること。
- ⑤ 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- ⑦ 河内長野市から指名停止措置等を受けていない者
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者
- ⑨ 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む。）
- ⑪ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- ⑫ 平成24年度以降に、自治体、その他公益団体等において、本件と関連または類似するような業務契約の元請としての履行実績があ

る者

- ⑬ 旅行業法に基づく事業者であるか、当該事業者との協働により本事業の履行が可能であること。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。ただし、個別の業務の再委託については、事前に発注者と協議を行うこと。

(3) 秘密保持義務

業務に従事しているものは、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(4) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(5) 契約保証金

河内長野市契約事務規則第44条に準ずる

(6) 支払

業務終了後

4. 実施スケジュール

(1) 実施要領の交付	令和4年6月13日(月)から 6月24日(金)まで
(2) 参加表明書の受付	令和4年6月13日(月)から 6月24日(金)まで
(3) 質問書の受付	令和4年6月13日(月)から 6月17日(金)まで
(4) 質問書に対する回答	令和4年6月22日(水)以降
(5) 企画提案書の受付	令和4年6月27日(月)から 7月7日(木)まで
(6) ヒアリング	令和4年7月15日(金)午後 〈詳細は別途通知〉
(7) 候補者選定日	令和4年7月中旬頃
(8) 業務委託に係る協議	令和4年7月下旬頃

(9) 業務委託に係る契約	令和4年7月下旬頃
(10) 業務委託に係る運用開始	令和4年7月下旬頃

※現場説明会は実施しない。

※郵送の場合は、期日内必着。

※本業務は、観光庁及び大阪府の補助金の活用を前提とした事前準備手続きであり、補助金交付決定後の契約となります。そのため、補助金交付決定時期により、契約締結時期を遅らせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 5. プロポーザルの内容

### (1) 実施要領の交付に関する事項

実施要領の交付は、事務局の窓口及び河内長野市観光ポータルサイト上で行う。(実施要領、各種申請書類は、河内長野市観光ポータルサイトからダウンロード可能。なお、各種申請書類について Word 形式を希望する場合、電子メールにて事務局に問い合わせること。返信する形で Word 形式のデータを送付する。)

### (2) 参加表明書に関する事項

#### ① 提出方法

事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）するものとする。持参の場合、河内長野市役所（以下、「市役所」という。）開庁日の午前9時から午後5時30分までに提出すること。

#### ② 提出書類

- ・ プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ・ 会社概要書（様式第2号）
- ・ 類似業務実績書（様式第3号）
- ・ 類似業務実績の事業概要が分かる資料

ただし参加資格要件において、河内長野市の入札等に係る令和4年度有資格者名簿のいずれにも登録の無い者は、下記書類も併せて提出すること。

- ・ 法人の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（3箇月以内に交付されたもの）
- ・ 定款、寄付行為
- ・ 国税の納税証明書（その3の3）、及び市町村税の未納がないことの証明書
- ・ 印鑑証明書

- ③提出部数  
各1部

(3) 質問書の提出に関する事項

①提出方法

企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、事務局あて電子メールで質問書の受付締切日（最終日の受付は、午後5時30分到着分まで）までに送信すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

②質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

- ⇒電子メールの表題は「日本遺産「中世に出逢えるまち」看板商品開発支援業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問」とすること。  
(送信データの容量は3MB以内)
- ⇒事業者名及び担当者の氏名、連絡先

(4) 質問書に対する回答に関する事項

①回答方法

事務局は、提出された質問事項を全て取りまとめて、河内長野市観光ポータルサイト上に回答を公表する。

なお、質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。

(5) 企画提案書の提出に関する事項

①提出方法

事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）するものとする。持参の場合、市役所開庁日の午前9時から午後5時30分までに提出すること。

期限までに提出されなかった場合、辞退したものとみなす。なお、辞退をした場合にあってはその後辞退したことによる不利益は生じない。

②提出書類

- ・プロポーザル企画提案書（様式第4号）
- ・業務スケジュール（任意様式）
- ・業務実施体制（様式第5号）
- ・見積書（様式第6号）
- ・見積額の積算根拠となる資料（任意様式）

### ③提出部数

上記の書類を順番にA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に事業者名を記載したもの7部（原本1部、写し6部）を提出すること。

## (6) 候補者の選定に関する事項

### ①審査委員会

優先交渉権者の選定は、河内長野市日本遺産推進協議会が実施する事業委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

### ②選定方法

審査委員会は、企画提案書及びヒアリングに基づき、別紙2 審査基準・配点表に基づき採点を行い、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。評価点数は、審査委員会に出席した委員の平均点とする。ただし企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

参加申込者が3者を超える場合、第1次審査（書類審査）を実施する。

ア 第1次審査は事務局で書類審査を行い、審査委員会において承認のうえ、第1次審査通過団体を選定する。

イ 第1次審査通過団体は、概ね3者を選定する。ただし、同等評価の提出者が3者を超えて存在する場合はこの限りではない。

ウ 第1次審査の結果の連絡は、令和4年7月12日（火）以降、電子メールにて通知する。

### ③ヒアリングについて

事務局は、電子メールにてヒアリングへの参加の可否を通知する。

審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

ただし、緊急事態宣言発令等新型コロナウイルス感染症の感染状況によってはオンラインで実施する場合がある。詳細は別途通知する。

ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、事務局へ持参又は郵送することとする。なお、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

	留意事項
開催日及び場所	令和4年7月15日（金）午後<別途通知> 河内長野市役所内会議室を予定
時間	20分以内
内容	提出した企画提案書の概要説明（10分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約10分）
出席者	3名以内
出席者の条件	優先交渉権者となった場合に、本業務の責任者 及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。
使用機器等	概要説明にスライド、パワーポイント等使用する 場合は、事前に報告するとともに、使用する パソコン、プロジェクタ等の機器は各参加者で 用意し、当日持参する事。なお、スクリーンは 事務局で用意する。

#### ④評価項目

提案内容及び見積金額で、「審査基準」の項目によって評価し、優先交渉権者を決定する。

#### ⑤審査結果の通知

審査結果は採否に関わらず、令和4年7月中旬頃（予定）に文書で通知する。なお、審査結果は、最優秀提案者（優先交渉権者）の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を、令和4年7月中旬頃（予定）以降に河内長野市観光ポータルサイトに掲載する。

### 6. 契約に関する事項

#### ①契約の締結

発注者は、審査で最優秀提案者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき仕様書を確定するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約を行う。

ただし、最優秀提案者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行う。

#### ②契約者

河内長野市日本遺産推進協議会

### 7. 参加者の欠格に関する事項

・参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 実施要領に違反すると認められる場合
- カ その他、指示した事項に違反した場合

## 8. その他

- ・本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと発注者との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- ・発注者が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。
- ・企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- ・本プロポーザルに対し、二つ以上の提案はできないものとする。
- ・見積金額は契約金額を保証するものでなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する設計者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。
- ・本業務は、観光庁及び大阪府より補助金を受けて実施するため、補助対象外経費は委託料に計上することができないので留意すること。また、各費目において単価上限（消費税込）が定められているため、観光庁の補助金については「「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」【公募要領】」（主にP4、5記載の「(3) 補助対象経費」及び「(4) 補助対象外経費」等）を、大阪府の補助金については「令和4年度大阪府市町村等観光振興支援事業補助金（観光拠点魅力向上支援事業）公募要領」（主にP1、2記載の「(1) 補助対象経費」等）を確認のうえ、積算を

行うこと。

事 務 局

河内長野市日本遺産推進協議会事務局

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

TEL 0721-53-1111 (内線496・479)

メールアドレス：[kankou@city.kawachinagano.lg.jp](mailto:kankou@city.kawachinagano.lg.jp)

河内長野市観光ポータルサイト：

<http://www.kankou-kawachinagano.jp/index.cgi>